

令和6年8月29日

特定事業者関係行政庁担当課・室長 殿

財務省国際局調査課対外取引管理室長 山下 弘史

外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置の実施について

平素より大変お世話になっております。

我が国では、国際連合安全保障理事会決議等を誠実に履行するため、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。）第16条第1項、第21条第1項及び第24条第1項の規定に基づき、資産凍結等経済制裁対象者（以下「制裁対象者」という。）に対する資産凍結等の措置を講じております。

今般、別添のとおり「国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件」（令和6年8月29日付外務省告示第264号）により、制裁対象者が削除されました。

つきましては、所管する特定事業者（犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）第2条第2項に規定する特定事業者をいう。以下同じ。）に対し、以下の内容及び別添を周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

- ・特定事業者の管理者は、別添の内容について当該特定事業者の関係部署等に直ちに周知すること。
- ・特定事業者は、整備している制裁対象者リストについて、直ちに最新の情報に更新すること。

また、特定事業者に対する周知に当たっては、資産凍結等の措置の概要及び制裁対象者リストについて、以下のURLを参照するよう、併せて周知願います。

【資産凍結等の措置の概要】

https://www.mof.go.jp/international_policy/gaitame_kawase/gaitame/economic_sanctions/gaiyou.html

【制裁対象者リスト】

https://www.mof.go.jp/international_policy/gaitame_kawase/gaitame/economic_sanctions/list.html

(参考)

外為法に基づく資産凍結等の措置については、外務省告示により措置の対象となる個人・団体を指定し、当該個人・団体向けの支払及び当該個人・団体との間の資本取引等が規制の対象となっております。

当該規制の対象となる支払とは、①当事者間において支払手段を移転する行為（支払手段と同視し得る暗号資産、貴金属その他の財産的価値を移転する行為を含む。）、②①に掲げるものを除くほか、当事者間において証券、動産、不動産に係る権利その他の支払手段以外の財産的価値の移転により債権債務を消滅させる行為（現物決済又は代物弁済により債権債務を消滅させる行為及び贈与を含む。）及び③相殺及び貸借記並びに当事者間の合意に基づき財産的価値の移転を伴わず債権債務を消滅させる行為をいいます。

また、当該規制対象となる資本取引等とは、居住者と非居住者との間の預金取引、信託取引又は金銭の貸付取引等をいいます。

連絡先：〒100-8940 東京都千代田区霞が関 3-1-1
財務省国際局調査課対外取引管理室
電話 03-3581-4111（内線 6456）

以上

象と件名・国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対

○外務省告示第二百六十四号

十三号を含む千九百八十八号、第九百八十九号及び令和六年外務省告示第二百六十三号に基づき設立された各理事会委員令和六年八月二十三日に行つた決定等に基づき、同理事会決議第九百六十七号、第九百八十八号、第九百八十九号及び第九百九十一号（a）及び第九百九十二号（a）及び第九百九十三号（a）及び第九百九十四号（a）に改正する。定められた措置の対象となる個人及び団体の一部を次の

令和六年八月二十九日
外務大臣 上川 陽子
二次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分を
改正後欄に掲げた規定の以下の「対象規定」という。は、当該対象規定

改正後	改正前
<p>(別表)</p> <p>1. ～299. [略]</p> <p><u>300.</u> 削除</p>	<p>(別表)</p> <p>1. ～299. [同左]</p> <p><u>300.</u> ヤーシーン・シェクーリ YASSINE CHEKKOURI (original script: نيساي يروكشد) 称号：不明 役職：不明 生年月日：1966年10月6日 出生地：Safi, Morocco 国籍：モロッコ 旅券番号：モロッコ旅券 F46947 ID 番号：モロッコ国民IDカード H-135467 住所：7th Street, Number 7, Hay Anas Safi, Morocco 国連制裁委員会による指定日：2002年9月3日（2007年6月7日、2010年12月23日及び2019年12月6日に改訂） その他の情報：母の名前は Feue Hlima Bent Barka、父の名前は Abderrahmane Mohammed Ben Azzouz。2004年2月26日にイタリアからモロッコに追放された。国連安全保障理事会決議第1822号（2008年）に基づく見直しは2010年6月21日に終了した。国連安全</p>

301. ~797. [略]

保障理事会決議第2368号(2017年)に基づく見直しは2019年12月4日に終了した。同人に対するインターポール(国際刑事警察機構)・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：
<https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals>

301. ~797. [同左]

備考 表中の [] の記載は注記による。